

言論・表現活動の権利と自由な選挙 2017年衆議院選挙 活動の手引き

目 次

一	宣伝活動の権利を守るために	2
1	盛り上がる市民運動と抑圧体制の強化、共謀罪の廃止を	
2	最近の言論活動の権利を守るたたかひの経験	
3	国公法弾圧堀越事件の最高裁無罪判決の意義	
4	宣伝活動は、市民の権利	
5	宣伝活動への妨害・干渉を受けたら	
二	選挙運動についての基礎知識	5
1	選挙の意義と自由な選挙	
2	今回の総選挙の変わった点	
3	18歳選挙権について	
4	インターネットによる選挙運動	
5	期日前投票を大いに利用しよう	
6	選挙のときこそ労組、民主団体が要求宣伝行動を	
	■ 革新無所属候補、戦争法反対の統一候補などを団体推薦する場合	
三	選挙運動の権利を守る共同センターの活動	8
1	選挙運動の権利を守る共同センター	
2	警察による干渉・妨害とのたたかひと民間パトロール活動	
四	謀略、ぐるみ選挙とのたたかひ	9
1	謀略ビラ、妨害とのたたかひ	
2	ぐるみ選挙とのたたかひ	
資料	◇日本国憲法、関係法律条文	10
	◇用語解説	11
	◇警察の活動について	12
	◇参考判例など	13
学習参考レジメ	のびのびと選挙をたたかうために	16

◇のびのび自由に選挙・宣伝活動を	ココロEQ	(日本国民救援会発行)	頒価 100円
◇のびのび自由に選挙・宣伝活動を	ミニ学習ビラ	(日本国民救援会発行)	頒価 5円
◇80問80答	弾圧との闘い	(日本国民救援会発行)	頒価 300円
◇謀略、ぐるみ選挙をはね返す	Q & A	自由で公正な選挙の実現のために (選挙運動の権利を守る共同センター発行)	頒価 100円

発行 「選挙運動の権利を守る共同センター」

(構成団体 = 全労連、自由法曹団、国民救援会)

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター 5階

TEL 03-5842-5842 FAX 03-5842-5840

はじめに

今回の臨時国会冒頭での解散は、安倍政権による、前代未聞の異常で党略的な暴挙です。それは、「森友・加計疑惑隠し」を狙ったものであり、一連の疑惑を徹底究明せよとの世論に追い詰められての解散です。

この間の安倍内閣による国政私物化、憲法を壊す政治、共謀罪の強行など異論や批判に耳を傾けず敵視する強権的な政治姿勢に対して、国民のなかに深い不信、怒りが広がり、7月の東京都議選の結果にもあらわれました。

これらの政権批判は、個々の政策課題に対する批判にとどまらず、安倍首相の政治姿勢、政治的資質に対する根本的不信と嫌悪感の広がりであり、解散の時期を延ばせば延ばすほど追い詰められるという思惑から早期解散に打って出たのではないのでしょうか。

今回の総選挙は、安倍政権の暴走に対して、憲法改悪反対、戦争法廃止をはじめとする国民の声をおおいにあげて、国民の意思がおおきく反映できるよう、総選挙で自由な選挙の実現を目指すことが重要です。

一 宣伝活動の権利を守るために

1 盛り上がる市民運動と抑圧体制の強化、共謀罪の廃止を

犯罪の実行について話し合い・合意したことを処罰する共謀罪は、思想・信条の自由、表現の自由を侵し、犯罪実行（既遂）の処罰を原則とする刑法の原則を根本から揺るがし、話し合いを基盤とする民主主義を破壊するものです。共謀罪の真の狙いは、とりわけ盛り上がる市民運動や労働運動などの表現の自由や結社の自由を制限すること、そのために警察権限を強化し、日常的な国民監視体制をつくることにあります。共謀罪法案についての国会論議のなかでは、なにが犯罪となるのか、明確な説明がないまま成立が強行されました。世論調査も8割の国民が「政府の説明は不十分」としているなかで、その後政府からの説明も全くないまま7月11日に施行されました。私たちはこの法の廃止を求めています。

共謀罪は、計画と動機、準備行為の「確認」が捜査の対象となります。岐阜県警の大垣市民監視事件、別府市での盗撮事件、国公法掘越事件などの憲法違反の違法捜査がいつそう拡大する可能性があります。しかし、私たちは、この悪法に対し、きちんと対峙してたたかっていかなければなりません。

共謀罪法が施行されても、従来行ってきた言論活動、市民運動や労働運動は、何ら規制されるものではありません。共謀罪とはいえども、犯罪の嫌疑は必要です。警察の違法捜査に対しては、その犯罪の嫌疑は何なのかを明らかにさせるなどして、徹底的に違法捜査を追及していく必要があります。そのためにも、これまで行ってきた運動を萎縮させることなく、警戒心とともに憲法で保障された権利などを知らせ、確信をもって行動できるようにしましょう。

2 最近の言論活動の権利を守るたたかひの経験

「違憲の戦争立法阻止」、「反原発、再稼働反対」、「共謀罪阻止」などの市民的なさまざまな運動が大きく広がっていることにたいして、市民や労働者によるビラ配布活動や街頭行動などにたいして、不当な妨害干渉が起きています。一般市民の言論、意思表明、請願行動などは、憲法で保障された主権者の権利であり、こうした正当な活動に対する不当な規制を許さない、抗議、機敏な反撃が求められています。

和歌山では2014年10月、「街頭宣伝の自由を守る会」の「人権侵犯救済申立」について、和歌山弁護士会が、「すべての街宣活動に警察への許可が必要なのは憲法21条で保障された表現の自由に反する、許可制度を改定すべき」と、県警と県公安委員会に勧告書を出しました。群馬でも県庁前の宣伝行動に対する県警か

らの干渉にたいし、「街頭宣伝の自由を守る群馬の会」を作って、権利侵害とたたかい続けています。15年3月にも、明治乳業争議団の本社前の宣伝行動にたいする中央警察署の妨害事件が発生しました。これに対して、同争議団は、国民救援会東京都本部、共産党都議団の協力を得て、中央警察署とあわせて警視庁に申し入れを行い、同年8月には警視庁が、「不快な思いをさせて申し訳ありませんでした」「今後は東金事件の判決に沿って指導をします」と公式に謝罪を表明しました。

3 国公法弾圧堀越事件の最高裁無罪判決の意義 (資料14頁)

2012年12月国公法弾圧堀越事件で、最高裁第2小法廷は検事出身の裁判官を含め4人の全員一致で、堀越さんに対し無罪判決を出しました。判決は、「国民は、憲法上表現の自由(21条1項)としての政治活動の自由を保障されており、この権利は、立憲民主政治にとって不可欠の基本的な権利であり、民主主義を基礎づける重要な権利」であり、「堀越さんの行為は、公務員の職務の政治的中立性をそこなうおそれが実質的に認められるとはいえない」としました。これは、「公務員であっても職務と切り離された、私人として行う政治活動は、原則自由」という判断を示したものと見え、一律・全面禁止とした猿払判決を事実上見直したものです。この判決は、長年にわたり、選挙弾圧、ビラ配布・ビラ張り弾圧など多くの言論弾圧事件に対し、憲法をかがけて裁判をたたかってきたことの蓄積の上で勝ちとった成果です。この成果を力に、言論・表現の自由、宣伝活動の権利を実践的に広げることが求められています。

4 宣伝活動は、市民の権利

(1) 言論・表現活動は、主権者国民(市民)の権利

憲法は、戦前の侵略戦争と暗黒政治の反省からつくられました。ビラを配り、マイクで訴え人々に知らせる活動は、国民の言論・表現活動の自由として、憲法で保障されています。市民だれにもできる意見表明の手段です。また、国民生活をおびやかす悪法に反対したり、政治に対する要求署名運動を行ったりすることは、国民の請願権(16条)として憲法にも明記されています。

2000年代にはいり、「戦争する国」づくり、悪政や改憲に反対する国民の運動を抑圧しようと、言論・表現活動に対する妨害、干渉が強められました。03年のいっせい地方選挙でおきた大分・選挙弾圧大石市議事件では、不当にも有罪が確定しましたが、公民権停止(議席の剥奪)は許しませんでした。その後、国公法弾圧堀越事件、葛飾ビラ配布弾圧事件、世田谷国公法弾圧事件がおこされましたが、ひとつひとつの裁判を全力あげてたたかって、言論表現の自由の大切さを訴え、世論を変えてきたことが、上記国公法弾圧堀越事件の勝利につながっています。

日本の異常な「べからず選挙」制度の問題や言論・表現活動にたいする規制について、国連自由権規約委員会は08年10月、日本政府に対して「表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止する」ことを求め、14年7月の総括所見でも、「公共の福祉」を理由とした自由の権利に対するいかなる制約も行ってはならないと要求しています。

また、昨年4月に来日した国連人権理事会特別報告者のデビッド・ケイ氏は、日本の選挙運動に対する「現行の制限は不必要でありバランスを欠いている」と指摘しています。

日弁連も、「表現の自由を確立する宣言」を2009年11月に決議しています。

(2) 街頭宣伝に対する妨害・干渉は許されない

最近、街頭宣伝行動(駅頭や繁華街での宣伝カー・ハンドマイク宣伝、ビラ配布、署名活動)に対して、警察が干渉・妨害をしてくる事例が起きています。「道路使用許可を取っていないから、行動を中止せよ」と

執拗に妨害したり、「ビラまきには許可が必要、みなさんをお願いしているから届けを出すように」と届け出を強制してきたりすることがあります。また、宣伝カーについて道路使用許可手続きを一方的に変更したり停止宣伝には別途許可が必要などとしてくる県警があります。

東京・有楽町の駅頭におけるビラまき事件の無罪判決（1966年東京高裁）は、「ビラまきは一般交通に著しい影響を及ぼす行為」ではないので「警察署長の許可を要する行為に該当しない」と明確に述べ、千葉・東金市での成人式会場前の署名活動を不当逮捕したことにたいして国家賠償訴訟を起こした裁判の勝利判決（1991年千葉地裁）は、県の公安委員会が定めた施行細則にも該当しないとして、県（県警）に賠償金の支払いを求めています（判決13頁）。

(3) マンションビラ配布について（資料13頁）

① ビラ配布は憲法に保障された言論・表現の自由、市民の権利として堂々とおこないます。

ただし、住民や管理人から苦情を言われたときは、有権者に知らせる正当なビラ配布であることを告げ、論争などは避けていったん引き上げます。その後、管理組合への申入れを行うなど、組織的に対応します。日頃から苦情を言われたりする集合住宅には、日常的な働きかけが大切です。

12年12月に東京・三鷹市で都知事選の法定ビラをマンションのドアポストに配布したとして男性が逮捕・送検されましたが、全国から要請署名が寄せられ、不起訴をかちとっています。

東京の選挙管理委員会は、マンションへのビラ配布について「居住者の意思と無関係に拒否する権限は管理者にはない」と明言（1989年7月）、最近でも「法定ビラ及び、選挙・政治活動にわたるビラの配布は、基本的に自由でなければならない」（2007年3月）と表明しています。

② 葛飾ビラ配布弾圧事件の最高裁判決（2009年11月）は、憲法判断を避けて、マンション管理組合の「管理権」や「私生活の平穏」を「表現の自由」よりも優位に置く、まったく不当なものです。この最高裁判決には、多くのマスコミが厳しい批判を行っています。しかし、この最高裁判決をよくみると、住居侵入罪が成立する要件を検討するに際し、荒川氏が7階から3階までの廊下部分に立ち入ったことが「法益侵害が極めて軽微なものではない」としています。判決は、立ち入りの程度が住居侵入罪の成否に影響することを示唆しており、集合ポストに対するビラ配布まで一律に違法としたものではありません。また、この事件の東京地裁の無罪判決は、近年のプライバシー意識の敏感な居住者が増えているなかでも「共用部分の立入行為が刑事上の処罰の対象とすることについての社会通念は未だ確立しているとはいえない」として、①集合ポストの配布は住居侵入にあたらないと認定、②ドアポストへの配布における住居侵入の成立要件を厳密にしています。

5 宣伝活動への妨害・干渉を受けたら

(1) 警察などから妨害・干渉を受けたら以下のようにたたかいます

- ①責任者が対応して、他の人は行動を続けます
- ②官職名・氏名、どのような理由・法律で干渉しているのかを問いただし、関係組織、国民救援会に連絡します
- ③「憲法が保障している言論・表現の自由を妨害するな」「道路使用許可不要は、有楽町ビラまき事件判決で確定している」と抗議し、妨害にひるまず宣伝行動をつづけます
- ④さらに妨害を続けることに対しては、不当性を市民に訴えます
- ⑤交番や警察署へ同行を求められてもきっぱり拒否します
- ⑥後日、国民救援会や関係組織と相談して、警察署に対し、必要な抗議・要請をします

(2) 市民を装った妨害に対しては (9 頁を参照ください)

演説やビラ配りなどに対する妨害、暴力行為などにたいしては、危険な犯罪行為であることを警告し抗議します。また最近、妨害してきた側が、「負傷した」などと診断書を取って逆に告訴してくる事例があり、妨害行為の事実経過や被害状況などを調査・記録することが大切です。

二 選挙運動についての基礎知識

1 選挙の意義と自由な選挙

憲法前文は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、…主権が国民に存することを宣言」と、国民主権、議会制民主主義を明記していますが、国政選挙は、政権の獲得をめざした争いです。このたたかいは、主権者国民によって結成された政党が中心になって多数派の獲得 = 政権の獲得をめざす組織をあげたたたかいです。

正当な選挙とは、憲法第 15 条 [国民の参政権]、19 条 [思想および良心の自由]、21 条 [集会・結社・表現の自由] などに裏付けられた自由な選挙でなければなりません。それは、①選挙人の自由な投票、②必要な情報の提供、知る権利の保障、③自分の支持する政党や候補者の当選のために、他の選挙人に働きかける自由等を言います。主権者の意思が選挙の結果としての議席数にも忠実に反映されることが求められています。

国際人権規約・市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際自由権規約）でも、自由な選挙について、意見及び表現の自由、集会の自由、結社の自由の権利を尊重することを規定しています。

ところが、日本の公職選挙法は前述したように「べからず選挙法」と呼ばれ、公示前は選挙運動は基本的に禁止、「戸別訪問」して投票をお願いすることもダメ、選挙に関する文書配布も厳しく制限するなど、世界では当たり前の選挙運動を憲法にも反して厳しく制限しています。こうした制約をつかみながら、権力や反動勢力の干渉・妨害を許さず、選挙の自由の拡大を求めてたたかうことが、私たちの課題となっています。

選挙は、国民が政治を大いに語り合い、自らの代表を選ぶ、政治に参加する重要な機会です。本来、自由な言論戦による自由な選挙、憲法で保障された言論・表現の自由がもっとも保障されなければなりません。選挙の時こそ、大いに政治を語り、国民一人一人が主権者としてのびのび権利を行使する事が大切です。

2 今回の総選挙及び前回と変わった点について

(1) 公示 10月10日 投票 22日 選挙（公示）期間 12日間

公示期間は、かつては 20 日以上あったが自民党の相次ぐ党略的改悪で短縮されてきました。

(2) 衆議院の定数について 16年5月成立の定数改訂で総定数は 465 議席

比例代表（ブロック制）11 ブロック 176 議席

(4 ブロック：東北、北関東、近畿、九州で各 1 減)

小選挙区（定数 1） 289 議席

(6 県：青森、岩手、三重、奈良、熊本、鹿児島で各 1 減)

減員の 6 県を含む 19 都道府県で、選挙区の区割りを改定

(3) あわせて、最高裁判官の国民審査が行われます

前回から 3 年近くの期間に任命された最高裁判官が審査の対象になります。

7 人の判事が対象となります。

※衆議院選挙で、自由に配布できるいわゆる「法定ビラ」が「選挙運動のできる政党ビラ」に変更になりました。「選挙運動のできる政党ビラ」は、配布方法に規制があり、使用方法は選対や後援会の指示にもとづいて活用します。政党機関紙の政策号外ビラや政策パンフレットは、従来どおり全戸配布、街頭での配布ができます。

◆「マニフェストパンフ」 政党要件を満たした政党が直接発行する選挙運動のために使用できるパンフレットです。使用方法は選対や後援会の指示にもとづいて活用します。

3 18歳選挙権について

2016年の参議院選挙から18歳選挙権が実施されています。自民党や政府から高校生の「政治活動」についての介入があり、多くの教育委員会や高等学校において、届出制などを採用して規制をし、文化省も追認しています。これは事実上の思想調査や個人情報の収集であり、まさに憲法違反です。そもそも日本国憲法は、国民が主権者であることを明記し、国際条約も含めて、思想信条・言論表現の自由、選択の自由は投票年齢にかかわらず保障されなければなりません。選挙運動の権利を守る共同センターは、文化省などにたいし、不当な権利制限を止めるよう申し入れました。学校では、子どもが成長するなかで、自分と政治とのかかわりについて考えるようになる力を養い、憲法や政治制度について学び、日常的に社会に批判的な目を持ち、生徒や先生も含め互いの意見を自由に出し話し合えるような環境をつくる必要があります。自由な選挙を実現する運動と合わせて、若者の積極的な政治参加と投票を呼びかける取り組みが、各分野で求められています。

4 インターネットによる選挙運動

インターネットを使った選挙運動（選挙期間中）が2013年の参院選から解禁されました。これは、憲法15条の立場からも有権者が主体的に選挙・政治に関わる機会を拡大するものです。

①ネット＝ウェブ上【ホームページ:HP、ブログ、SNS（ツイッター、フェイスブックなどの交流サイト）の全機能が含まれる】で選挙運動が可能に

HPやブログ、フェイスブック、ツイッターをつうじての投票よびかけや対話（政党や候補者と有権者、有権者同士）ができるようになりました（アドレスなどの表示義務あり）。

個々の有権者が、HPや交流サイトで、政党や候補者への支持を呼びかけることも可能です。

②メールでの選挙運動が可能に（政党・候補者のみ）

事前に同意した有権者に対して、政党・候補者から選挙運動・投票をよびかけるメールを送ることができます。政党や候補者のメール送信には、受信する側の送信についての同意を証明する記録の保存が義務づけられており、違反者は罰則があります。

有権者や第3者が、投票依頼・呼びかけのメールを送ることはできません。

③ なりすまじや、中傷文書の掲載などは、罰則があります。

※インターネット選挙だけを解禁しながら、文書配布等の活動規制は変更しない矛盾

受信したディスプレイを他の人に見せたり、印刷して配布すると「違反」になります。戸別訪問を禁止し文書配布を厳しく規制した現行選挙法のなかで、インターネット選挙だけを解禁する矛盾を指摘して、今回の一部解禁を契機に、自由な選挙運動を求める世論と運動を一層おこしていきましょう。

基本的な心得・注意点 インターネットのHPや交流サイトでの発言は公開の場所での発言と同じであること、またこれらのメディアはネット大企業によって管理されており、蓄積された個人の情報が営利目的や権力に利用される可能性があることを認識したうえで適切に活用することです。

5 期日前投票を大いに利用しよう

2016年4月の公選法改定で、市区町村選管の判断で期日前投票所の設置場所の拡大、投票時間の朝の繰り上げ、夜の繰り下げ（2時間以内）が可能となりました。あわせて、国政選挙については、転居前の住所に3か月以上住民票があれば、転居後4か月未満にかぎり元の住所の選挙人名簿に登録されます。転居の手続き後3か月以内に18才の誕生日を迎える人は元の住所で投票ができます。貴重な一票です。選管などで確かめると同時に、郵送投票の方法などを問い合わせましょう。

6 選挙のときこそ労組、民主団体が要求宣伝行動を

選挙のときこそ、労働組合や民主団体の要求を実現する最大の機会です。労働組合や民主団体は、公選法でいう「政治活動を行う団体」にはあたりません。選挙期間中でも、選挙運動にわたらないかぎり自由に政治活動ができます。（「選挙運動」―11頁に用語解説）

労働組合や民主団体、市民団体等が、要求実現のためにポスターやビラ、パンフをつくったり、配布したりすること、街頭でハンドマイクや宣伝カーで演説し、署名活動にとりくむことは、政党や候補者への支持を訴えるなどの選挙運動にわたらないかぎり、まったく自由にできます。

労働組合、民主団体が発行している「機関紙誌」を積極的に活用することは大切です。

特に「選挙の報道・評論ができる機関紙誌」（11頁）の「3つの要件」を満たしている機関紙であれば、選挙期間中であっても、選挙に関する報道・評論を自由に掲載することができます。

この要件を満たしていない分会などの機関紙であっても、各党の政策を紹介し、団体の要求と対比した内容などを掲載することはできます。

選挙期間中には制限も強まるため、選挙公（告）示前に大いに政策を訴えることが大事です。

※インターネット選挙に関連して 前項にあるように、ウェブサイトを利用（メールは除く）して、団体の要求実現の立場から政党や候補者の政策の紹介、評価、論評、批判をすることができます。また、企業による選挙運動は規制の対象となっていないので、「ぐるみ選挙」、企業・団体による選挙運動にたいして、ネットなどを通じて適切な批判を展開することも課題となります。

■革新無所属候補、戦争法反対の統一候補などを団体推薦する場合

労働組合や民主団体が、「戦争法廃止」や「立憲主義回復」という政策を掲げる無所属の統一候補や野党公認候補を組合・団体として支持することはできます。その団体がそうした方針をかかげていたり、政策協定を結ぶことなどをふまえ、その組織の意思決定機関によって決定されることが必要です。あわせて、この決定内容を、通常の活動方針を構成員に伝達している機関紙などに掲載できます。但し、投票依頼を類推させるような表現は避けるとともに、構成員一人ひとりの政党支持の自由、政治活動の自由を保障することが必要です。

※インターネット選挙

選挙期間中、インターネットによる選挙運動は、団体でもできるので、これを活用した運動を工夫して行います。

三 選挙運動の権利を守る共同センターの活動

1 選挙運動の権利を守る共同センター

(1) 全国の体制として、全労連、自由法曹団、国民救援会の三者で「選挙運動の権利を守る共同センター」を設置しています。選挙にむけて、活動を再開しました。

「本来選挙は自由」という立場から、主権者である国民が積極的に選挙・政治活動に参加し、主権者の意思が自由に形成されるよう下記の点に留意して活動します。

- ①警察の選挙干渉や妨害、謀略選挙を許さず、企業ぐるみ選挙の告発など、選挙・政治活動の自由を守る活動
- ②「のびのびと選挙をすすめる学習会」、公選法などの学習と活動の心得を普及する
- ③警察庁、中央選挙管理会などへの申し入れ活動
- ④選挙に関する情報の収集とニュースの発行、必要な対策
- ⑤民間パトロール活動の促進と、活動に必要な資材の作成と準備

(2) 都道府県段階でもこれに準じて、「共同センター」の設置をすすめるとともに、支部でも可能な限り対応する選管、警察署に対して申し入れを行います。

2 警察による干渉・妨害とのたたかいと民間パトロール活動

(1) 警察の職務行為には制約が

警察本来の任務は、個人の生命、身体、財産の保護にあり、国民の人権を侵害しないように法律で厳しく制限されています。また、警察による干渉・妨害は、とりわけ選挙のときであれば、「職権乱用による選挙の自由妨害罪（公職選挙法 226 条—10 頁）」であり、犯罪とされます。

警察官職務執行法第 2 条 1 項は、「何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは・知っていると認められる者を停止させて質問することができる」と規定しており、職務質問ができるのはこの場合に限られます。同行を求めるときもあくまで任意で、強制力はありません。任意同行を求められても、きっぱり拒否します。

(2) 民間パトロール活動をおおいにすすめよう

民主的運動の前進と弾圧とたたかう心得の普及が、逮捕・起訴を許さない力になっています。

70 年代は数十件の公選法弾圧裁判がたたかわれました。この裁判を通じて公選法の違憲性と警察の不当捜査を追及し、地裁・高裁では、10 件もの違憲無罪判決をかちとってきました。国民救援会は、裁判闘争の経験を生かして、不当な張り込み、聞き込み、捜査を許さない、逮捕起訴させないたたかいの前進をつくりだし、警察の干渉・妨害を監視する「民間パトロール活動」を生み出してきました。こうしたたたかいで、公職選挙法などによる起訴事件は、90 年代から大幅に減少しています。「民間パトロール活動」は、謀略策動やぐるみ選挙をやめさせ、自由な選挙の実現にむける運動でも大きな役割を担っています。「民間パトロール隊」の宣伝スポットも、「自由な選挙をまもり、のびのびと選挙をすすめよう」との主旨に改訂しています。

四 謀略、ぐるみ選挙とのたたかい

1 謀略ビラ、妨害とのたたかい

(1) 公党をウソで誹謗する謀略ビラは、民主主義の重大な破壊行為

選挙は自由な言論活動による宣伝・主張と、反論・批判のなかで国民の支持を得るために競い合うものです。公党を誹謗・中傷する謀略ビラの多くは、公職選挙法の虚偽事実公表罪（235条）に該当する犯罪で、反論を許さない中傷は、選挙の公正を害するものとして許されません。

アメリカでは選挙に関する文書活動の自由を保障していますが、宣伝物に発行責任者を明記していないものは禁止です。このような謀略ビラは、選挙の自由、公正を根底から切り崩し、民主主義の根幹を破壊するものです。

(2) 謀略ビラへの反撃

謀略ビラへの反撃は、被害をうけた政党・候補者の陣営が虚偽の内容について、いち早く反論することが基本ですが、労組・民主団体が民主主義を守る立場から謀略を批判する宣伝を展開して、地域住民の世論を高め、謀略ビラをまいた団体が国民的な批判を受ける状況をつくり出します。

(3) 妨害とのたたかい 暴力的な妨害を許さないために

選挙活動の妨害、候補者などの演説の妨害、宣伝カーに損害を加えるなどの行為は、証拠を収集し、診断書をとるなど被害を確定して告訴・告発を正面から検討すべきものです。ただしこの場合でも、関係団体や法律事務所と相談して、警察に対しては十分な警戒心をもって臨み、常に組織的に対応します。

演説への妨害は、公（告）示前であれば威力業務妨害罪（刑法 234条）、選挙期間中であれば選挙の自由妨害罪（公選法 225条）などにあたる犯罪行為です。つきとばしたり、物を投げつけたりする行為は、暴行、傷害罪、ポスターを破る、落書きなどの行為は、選挙の自由妨害罪、器物損壊罪（刑法 261条）、放火は刑法の放火罪で重大犯罪です。

警察への告訴・告発、選挙管理委員会への申し入れなどの対処は、組織的に検討します。警察にまともに捜査・取り締まらせるには、国民のしっかりした監視が必要です。

2 ぐるみ選挙とのたたかい

(1) ぐるみ選挙とは

企業、官庁、公益法人や宗教団体などが、その組織の指示命令系統を通じて、その構成員に特定政党や候補者の選挙活動や投票依頼をする活動を「企業、団体ぐるみ選挙」、略して「ぐるみ選挙」と呼びます。政治家、官庁、財界の癒着・利権構造は日本の政治を根本から腐らせています。

(2) ぐるみ選挙は違法

期日前投票制度を悪用したぐるみ選挙が横行し、就業時間中に社員を動員して投票させる行為などがおきています。バスなどの「足」を提供したり、その時間分の勤務を免除すること自体が供応です。「昇級・昇格」などをちらつかせて選挙運動を強いることは、利益誘導罪（公職選挙法 221条）にあたります。

(3) ぐるみ選挙の告発運動を

牛島税理士裁判（南九州税理士会が加盟税理士から強制的に政治献金を集めることをやめるよう求めた裁判）の最高裁判決（96年3月）は、政治献金は「選挙における投票の自由と表裏をなすもの」で「個人の自由意思にもとづくべき」として、団体ぐるみの強制献金は違法と判断。

資料編

◇日本国憲法

前文：日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

憲法 11 条：〔基本的人権の享有〕 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

憲法 13 条：〔個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉〕 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政のうへで、最大の尊重を必要とする。

憲法 15 条：〔公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙権の保障、秘密投票の保障〕

- ① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

憲法 16 条：〔請願権〕 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

憲法 19 条：〔思想及び良心の自由〕 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

憲法 21 条：〔集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密〕

- ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

◇関係法律条文

◆選挙の自由妨害罪（公職選挙法 225 条）

選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、4 年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 1 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわかしたとき。
- 2 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄（きき）し、その他偽計詐術等不正の方法をもって選挙の自由を妨害したとき。
- 3 （略）

◆警察官などの職権乱用による選挙の自由妨害罪（公職選挙法 226 条）

選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員（略）が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由なく公職の候補者若しくは選挙運動者に追従（尾行）し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、4 年以下の禁錮に処する。

◆虚偽事項の公表罪（公職選挙法 235 条）

② 当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、4 年以下の懲役若しくは禁錮または百万円以下

の罰金に処する。

◆威力業務妨害罪（刑法 234 条）

威力を用いて人の業務を妨害した者は（略）3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

◆私人による現行犯逮捕（刑事訴訟法 213 条、214 条）

現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

検察官、（略）司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。

◆買収および利益誘導罪（公選法 221 条）

3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金

◇用語解説

《選挙運動》

- ① 特定の選挙において
- ② 特定の候補者の当選を得または得さしめるために
- ③ 有権者に働きかける行為

「選挙人に対する投票依頼及びそれに直接つながる投票とりまとめの運動」

「政治活動」は自由が原則ですが、選挙（公示または告示）期間中は、様々な制約があります。しかし、要求署名や政策を訴えたり、パンフレットの普及、機関紙の拡大は自由です。

《戸別訪問》

- ① 特定の党と候補者のために投票を得させる目的で
- ② 連続して訪問する意思を持ち
- ③ 有権者の家（又はこれに準ずる場所）を個々に訪問すること

ただし、街頭などで出会った人や、用事で出かけた先で投票をよびかけることは、「個々面接」と言われ自由です。

《文書規制について（インターネットの利用を除く）》

◆**手紙、葉書（親書）** 投票依頼を目的とした手紙は、印刷物はもちろん、肉筆・封書でも、公示（告示）の前後を問わずできません。

もちろん、ごく親しい友人、知人、親族に通常の手紙を出す際に、選挙についての添え書をするのはかまいません。同窓会名簿や会社の名簿など様子（職業や家族構成など）のわからない相手に、投票依頼の文書を送って警察に把握され事件にされた事例があるので、不特定多数に投票依頼の文書を送ることは避けます。

※ **手紙についての注意**

広い対象に送る場合、自由に配布できる政策パンフや号外ビラなどを送り、手紙の文面には当該選挙について書くことができないので、投票依頼は電話でお願いします。

「文書違反」が問題とされる場合は、頒布者、投函者が対象（公選法 142 条）となります。したがって、投函者が特定される料金別納にはしないことです。

◆**ポスター** 候補者の氏名などが掲載されたポスターは、任期満了前6か月間禁止となりましたが、政党主催の演説会の告知ポスター、いわゆる連名ポスターは、政党の政治活動用ポスターとみなされ掲示できます。しかし、98年の改悪で公示（告示）1日目のうちに撤去する義務が課せられました。

《選挙の報道・評論ができる「機関紙誌」》

「選挙に関する報道・評論」は、労組・団体の機関紙誌でも3つの要件（①1年以上前から②第三種郵便物の認可があり③月3回以上定期発行の新聞、雑誌は月1回以上）があればできます。そ

の他の新聞・機関紙誌でも、政治活動についての報道はできます。

◇警察の活動について

(1) 警察は、選挙で全警察署に「取締り本部」を設置

① 民主勢力を敵視して、全警察官の情報収集を任務づけている

警察は、警備公安部門を偏重しており、国公法弾圧事件の裁判では、警視庁公安部が長期にわたる違法・異常な捜査で事件をつくりあげたことがあきらかにされています。

② 全国民、有権者を監視するため住民取り込みをはかり、企業とも日常的に情報交換。

(2) 警察は票つぶしを組織的におこなう

1966年5月の警察庁全国警備課長会議で、当時の高橋幹夫警察庁警備局長は、「警察は、選挙について、暮れのうちに票読みをやるべきだ。票は、警察としてふやせはしないが、取り締りで減らすことはできる。革新がふえることは、警察が自己の足もとを掘り崩すようなものだ。警察が戦後、中立性と民事不介入の二原則を立てたのは、戦後の警察を誤らしめた二大悪である。都知事選挙は警察の死活問題である。公安条例もだめになるし、警察官の増員も不可能になる。日共を躍進させるのは警察としておかしい」と述べています（松橋忠光著『わが罪はつねにわが前にあり』より）。この翌年の1967年には、革新都政が実現していますが、警察の不当な選挙介入・革新の票つぶしの方針は、現在も変わっていません。

(3) 最近の『警察白書』の特徴など

警察白書（平成29年版）は、第1章に「警察の組織と公安委員会制度」をおいています。国民の警察批判が引き続き高まっていることに対して、信頼感を取り戻すために、公安委員会としての独自の役割を果たしていることを強調しています。さらに、第2章では「生活安全の確保と犯罪捜査活動」をおき、「犯罪情勢とその対策」のなかでは、刑法犯の認知件数が引き続き下がり続けている（ピーク時2002年285万件、2016年100万件）のに、検挙率は33.8%と低迷しています。「警察捜査のための基盤整備」のなかでは、捜査力の強化（取り調べの高度化への取り組み）、科学技術の活用、あらたな刑事司法制度に対応した警察捜査として、盗聴の拡大、司法取引、おとり捜査など捜査権の拡大をすすめています。

2016年の地域警察官による刑法犯検挙人員は17万1,919人、警察による検挙数の75.9%を占めているとしています。日刊警察でも、ほとんど毎号に「地域警察官の検挙好事例」を連載、職務質問による検挙の成果を大きく評価、教育についても「技能向上へ研究会開く」等の報道記事があります。さらに、「予想問題 昇任試験 問題と回答」のなかにも、◇憲法・行政法「警察官による職務質問に伴う所持品検査の際、相手の承諾なしに行う所持品検査の適法性の限界について述べなさい」、◇刑法・刑事訴訟法「任意同行について述べよ」等の設問があり、職質の促進（乱用）について、いかに重視しているかを示すものです。職務質問をつうじて、弾圧の端緒とされたり情報収集の口実を与えないよう、自転車での無灯火、深夜の帰宅、所持品の注意など、一層の警戒が必要です。

2017年の警察官の定員は、29万6,667人で、とくに地方警察官はこの15年間に、3万を超える増員をしています。にもかかわらず刑法犯の検挙率は低迷しており、言論弾圧干渉や民主勢力の不当な情報収集をやめて、警察本来の責務をはたすべきです。

16年度予算（補正後）は、警察庁予算2,875億円、地方（都道府県予算）3兆3,340億円、国民一人当たり2万8千円と、引き続き膨大な人員と予算を確保しています。

◇参考判例など

有楽町ビラまき事件（道路交通法違反を無罪とした判決）

判決、1966年2月28日、東京高等裁判所第二刑事部（無罪確定）

「…被告らは、いずれも所轄警察署長の許可をうけないのに、昭和37年5月4日午前8時頃から8時35分頃までの間、国電有楽町駅中央日比谷口前の交通ひんばんな道路において野坂、岩間事務所発行の『全国遊説第一声報告大演説会』と題する印刷物及び『戦争準備を急ぐアメリカの核実験を直ちに中止せよ』と題する印刷物をそれぞれ通行人に交付したものであり…道路交通法第77条1項4号違反として起訴されたものである。

…よって判断するに道路交通法第77条1項4号の規定は一般交通に著しい影響を及ぼすような形や方法によって道路を使用する行為であることは法文上疑いを入れる余地がない。……その『一般交通に著しい影響を及ぼす』という影響の程度は、法が例示する『祭礼行事』や『ロケーション』の概念から連想されることからみてその影響の程度は相当高度のものを指すと解さなければならない。…

『一人または少数の者が、人の通行の状況に応じてその妨害をさけるためにいつでも移動し得る状態において通行人に印刷物を交付する行為のようなものは、その態様、方法において社会通念上、一般交通に著しい影響を及ぼす行為に該当するとは言いがたい』……してみれば被告人らの本件印刷物の交付は道路交通法第77条1項4号に定める所轄警察署長の許可を要する行為に該当するものとはいえない。したがって被告人らの本件所為はいずれも罪とならないものとして被告人らに無罪を言い渡した原判決には何等違法は認められず本件控訴は理由がない。』

（1966年3月14日検察上告断念、判決確定）

とうがね東金国家賠償事件（ビラ配布弾圧への国家賠償請求事件）

判決、1991年1月28日、千葉地方裁判所民事第二部（勝訴確定）

「原告が昭和62年1月15日に本件現場において約15名の者と共に千葉県東金市中央公民館で行われた成人式に参加した青年らを対象にしてビラの配布と署名活動をしていた。…東金署巡查密本及び巡查部長小野が同日午前11時35分ころにパトロールカーで本件現場に到着し、原告らに対して道路使用許可を取っているか質問し、許可を取っていなければ、道路交通法違反である旨警告した。（略）…歩道上で人等の通行が大きく阻害されるようなおそれのない間隔である程度の人数の者が通常の方法で行うビラ配布行為は……道路交通法第77条1項4号、施行細則（道路交通法第77条1項4号に基づき千葉県公安委員会が定める）11条9号（交通のひんばんな道路において広告又は宣伝のため、文書、図画、その他の物を通行する者に交付すること）に該当せず……東金署長の許可を必要としなかったものである。……ところが、小野及び密本がその場で「道路交通法違反で逮捕する。」と告げて原告を逮捕した。……同警察本部の警察官であれば……該当しないことを知りうべきであったにもかかわらず不注意にもそれに該当し東金署長の許可を要するものと誤信し、……逮捕して原告に損害を加えたものである。

以上の事実によれば、……肉体的、精神的な苦痛を被ったことを認めることができ、慰謝料90万円及び弁護士費用10万円の合計100万円……の支払いを（被告に）求める。」

（1991年2月11日被告〔千葉県＝警察〕控訴断念、判決確定）

葛飾ビラ配布弾圧事件1審無罪判決

2006年8月28日 東京地裁刑事第12部

「本件のようにその目的自体は決して不法なものではないケースでは、どのような場合であれば立入りを許されるかは、集合住宅の管理の形態・設備、立ち入りの目的・態様等に照らし、その時の社会通念を基準として、法秩序全体の見地からみて社会通念上容認されざる行為といえるのか否かによって、

一般的・規範的に推定的承諾の有無を判断するほかはない。」(略)「住民運動や各種の政治活動をして自己の思想や価値観等に基づく表現物を他人に伝えたいと欲している者にとって、集合住宅の個々の居住者とコンタクトをとる機会が事実上失われるというのは不当であるともいえよう。(略)・少なくとも集合郵便受けに表現物を投函する行為は、ビラ、チラシの内容が善良な風俗を乱したり、犯罪を誘発するような不法なものでない限りは、たまたまその内容が当該マンションの居住者の思想や価値観に反するものであっても、原則として、管理権者の推定的、包括的な承諾のある行為として当然に許容されるものというべきである」(略)「近時のプライバシー保護の意識、防犯意識の高まりを考慮しても、現時点では、各住戸のドアポストに配布する目的で、昼間に一般の居住用マンションの通路や階段等に短時間立ち入ることが明らかに許容されない違法な侵入行為であるとする事についての社会的な合意が未だ確立しているとは言い難く、立ち入らないことが社会の規範の一部となっているとまでは認められない。」

国公法弾圧堀越事件高裁無罪判決

2010年3月29日東京高裁刑事第5部

「被告人の本件各所為は、未だ本件罰則規定（公務員の政治活動を禁止した国公法110条1項および人事院規則をさす）の構成要件、すなわち国家公務員として政党の機関紙や政治的文書を配布するという政治活動をしたものと認定することができなるとともに、本件各所為に対し、本件罰則規定を適用して被告人に刑事責任を問うことは、保護法益と関わりのない行為について、表現の自由という基本的人権に対し必要やむを得ない限度を超えた制約を加え、これを処罰の対象とするものと言わざるを得ないから、憲法21条1項及び31条に違反する」

「その後の時代の進展、経済的、社会的状況の変革の中で、猿払事件判決当時と異なり、国民の法意識も変容し、表現の自由、言論の自由の重要性に対する認識はより一層深まってきており、公務員の政治的行為についても・表現の自由の発現として、相当程度許容的になってきているように思われる。また・様々な分野でグローバル化が進む中で、世界標準という視点からも改めてこの問題は考えられるべきであろう」

国公法弾圧2事件最高裁判決（要点）

2012年12月7日最高裁第2小法定

第2小法廷は、2つの事件をつうじて、「国民は、憲法上、表現の自由（21条1項）としての政治活動の自由を保障されており、この精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的人権であって、民主主義を基礎づける重要な権利」と、あらためて憲法の表現の自由の権利の重要性を確認し、「公務員に対する政治活動の禁止は、国民としての政治活動の自由にたいする必要やむを得ない限度にその範囲が画されるべきものである」として、国公法102条1項の規制する「政治的行為」とは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、現実的に起こりうるものとして実質的に認められるものを指すとした。

これは、憲法で保障された表現の自由の権利を前提に、国公法の規定を限定的に解釈することを示し、猿払判決の「一律全面的禁止」をおおきく修正、「実質的判例変更」ともいえるもの。

公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、実質的に認められるかどうかは、具体的には①管理職的地位にあるかどうか、②勤務時間の内外、③地位利用の有無、④職員団体の関与など8項目を挙げ、諸般の事情を総合的に判断するのが相当であるとしている。

これにもとづいて、堀越さんの行為は構成要件にあたらないと、無罪とした。

一方で、宇治橋さんについては、「管理職的地位」にあることを理由に有罪にしている。

世田谷事件の判決も、前段の判断についての基準や考え方についての記述はほぼ同じであるが、宇治橋さんが課長補佐であることを「管理職的地位」であったとし、「政治的中立性が損なわれるおそれがある」と有罪を維持した。これは、厚労省における管理職の規定や公判での上司の証言の事実をまったく無視したこじつけの理屈でしかない。

須藤裁判官は、「被告人の本件配布行為からうかがわれる政治的傾向が被告人の職務の遂行に反映する機序あるいは蓋然性について合理的に説明できる結びつきは認めることができず、公務員の職務の遂行の政治的中立性をそこなうおそれが実質的に認められるとは言えない。」「したがって、被告人の管理職的地位の有無、その職務権限における裁量などを検討するまでもなく、本件配布行為は構成要件にあたらぬ」として、宇治橋さんも無罪であると明快に反対意見を述べている。

自由権規約委員会の「総括所見」

今年6月の国連人権理事会第35回期に表現の自由特別報告者(デビッド・ケイさん)の来日調査のレポートが提出されました。レポートは報道機関に対する政府の圧力や特定秘密保護法の問題などとともに、選挙運動への規制についても一項目を設け、「政治活動に対して不均衡な制限を押し付けている条文を廃止して、公職選挙法を国際人権法に適合するように見直すこと」を勧告している。

2014年の第6回審査の総括所見(委員会の勧告)でも、「委員会は、前回の総括所見パラグラフ10を想起し、…表現の自由の権利に対するいかなる制約をも押し付けることを差し控えるように締約国に要求する」と述べている。パラグラフ10とは「立法措置をとるべき」だと勧告した段落である。立法措置とは具体的には「非合理的な法律の廃止」であると別の段落で述べ、法改正を求めた第5回よりさらに厳しく、現行法の下でも公選法による捜査や人権侵害は中止すべきだと勧告している。

08年10月に出された自由権規約委員会の日本政府の第5回報告に対する「総括所見」は、その26節で、以下のように勧告をしている。

「委員会は、公職選挙法の下での戸別訪問の禁止、選挙運動期間前に配布可能な文書図画への制限などの表現の自由及び参政権に対して課された非合理的な制約につき懸念を有する。委員会は、政治活動家と公務員が、私人の郵便箱に政府に批判的な内容のリーフレットを配布したことで、不法侵入についての法律や国家公務員法の下で逮捕、起訴されたとの報告についても懸念する(第19条及び第25条)。

締約国は、規約第19条及び第25条の下で保護されている政治活動及び他の活動を、警察、検察官及び裁判所が過度に制約しないように、表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止すべきである。」



〈学習参考レジメ案〉のびのびと選挙をたたかうために

1 声をかけ話し合い、ビラまきなどの宣伝活動

① 選挙活動の基本 声をかけ話し合う だれでもできること

個々面接と戸別訪問 [① 特定の党と候補者のために投票を得させる目的で、② 連続して訪問する意思を持ち、③ 有権者の家（又はこれに準ずる場所）を個々に訪問すること] の違いをつかむこと

警察のちょっとした動きも見逃さない—会員がアンテナ役に—情報をよせること

② 街頭でのビラ配り 許可はいらない、堂々と出来る 有楽町ビラまき事件、東金事件の判決

③ 街の雰囲気を変えるポスターや立て看板—「事前ポスター」の規制

※ マンションでのビラ配布について ① ビラ配布は、憲法で保障された大切な権利で、正々堂々とおこないます。② ビラ配布中に住民や管理人から苦情を言われた場合、論争などは避けいったん引き上げて、その後、管理組合への申しれを行うなど組織的に対応します。③ ビラ配布の自由に確信をもちつつ、十分な警戒心を持って活動します。

※積極的にインターネットの活用を—実務的な学習もして仲間で協力してすすめましょう

2 労働組合、民主団体の要求実現の活動は自由

宣伝、署名運動、集会、デモ行進などは、国民の請願権、正当な労働運動の権利
拡声機の使用 選挙中でも労組・民主団体の要求宣伝や民間パトロール活動はできる
機関紙も一般の新聞・雑誌の条件を備えておれば、「報道・評論」のかたちで自由

3 後援会は選挙運動の基礎

文書の扱い—選対の方針と指示にそって—公示（告示）の前後など

手紙 投票依頼を目的とした内容は避ける—どこでも配布できるビラなどを送り電話を
「文書違反」は頒布者、投函者が対象—料金別納はしない、発信者名・住所の選定

4 謀略・ぐるみ選挙とのたたかい

- ① 公党をウソで誹謗する謀略ビラは、民主主義の重大な破壊行為
- ② 暴力的な妨害を許さないため 必要な対処は組織的に
- ③ ぐるみ選挙は違法

5 張り込み、尾行、聞き込みは弾圧の端緒

行動の前に警戒すべき心得—行動予定、連絡先を確認、不要なものは持たない

- ① 職務質問などはあくまで任意（警察官職務執行法）
- ② 交番などへの同行を求められても拒否する

強制的な処置は現行犯以外は裁判所の発行する令状が必要

③ 万一「逮捕！」と言われたら

氏名も含めて黙秘 国民救援会の弁護士に会わせると要求 署名、押印しない

④ 民間パトロール活動で謀略選挙や妨害、警察の不当性を市民に訴える

民主主義を一致点として、警察批判の世論をつくる

警察による張り込み、尾行、職質、妨害・干渉は、直ちに国民救援会に連絡を

国民救援会への入会が力になります